

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

※ 「児童等」：学校に在籍する児童又は生徒

※ 具体的ないじめの態様

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【いじめの防止等のための基本的な方針】

2 重大事態

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

【同法 第28条】

※ 「相当の期間」：年間30日の欠席を目安とする

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン】

いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和 6 1 年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成 6 年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加



【平成 1 8 年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 2 5 年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 市立小中学校のいじめの現状

(1) 1学期の状況

校種	認知件数	合計	主な内容（複数回答）	
小学校	67	98	① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	45
			② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	12
			③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。	5
			④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4
			⑤ その他（ひどくぶつかられたり叩かれたり、パソコン等で誹謗中傷など）	9
中学校	31		① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	17
			② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	7
			③ パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。	7
			④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2
			⑤ その他（ひどくぶつかられたり叩かれたりなど）	7

(2) 2学期の状況

校種	認知件数	合計	主な内容（複数回答）	
小学校	48	74	① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	29
			② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	11
			③ 仲間はずれ、集団による無視をされる	6
			④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3
			⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	2
			⑥ その他（持ち物を床にばらまかれた、背中を押された、あおられた等）	2
中学校	26		① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	18
			② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	6
			③ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	3
			④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2
			⑤ パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。	2
			⑥ その他（仲間はずれ、集団による無視など）	2

(3) いじめの態様（1、2学期計）

	件数	割合（％）
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	109	52.4
仲間はずれ、集団による無視をされる	13	6.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	36	17.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	10	4.8
金品をたかられる	1	0.4
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5	2.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	11	5.3
パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。	12	5.8
その他	11	5.3
件数合計（複数回答）	208	100

(4) これまでの状況（年間）

年度	小学校	中学校	計	年度	小学校	中学校	計
H 2 6	1	7	8	R 元	1 3 9	1 7	1 5 6
H 2 7	4	4	8	R 2	2 4 8	3 8	2 8 6
H 2 8	7	7	1 4	R 3	3 5 5	2 4	3 7 9
H 2 9	2 6	1 0	3 6	R 4	3 1 3	3 8	3 5 1
H 3 0	6 2	2 2	8 4	R 5	2 5 1	6 8	3 1 9

(5) いじめの未然防止に向けた教育委員会の主な取組

- ア 定期的ないじめ実態調査による学校の実態把握及び必要に応じた支援・指導
- イ いじめ問題対策連絡協議会の開催
 - (ア) 関係機関の共通理解を図り、いじめ問題への取組を推進する。
 - (イ) 各関係機関の役割等について検討する。
- イ 各学校における「学校いじめ防止基本方針」の点検及び再確認の周知
- ウ 市校長会におけるいじめの未然防止に向けた指導

4 市立小中学校の不登校の現状（令和 6 年 12 月まで）

(1) 小学校…32 名

(2) 中学校…58 名

(3) これまでの状況

年度	小学校	中学校	合計
令和 5 年度	38	71	109
令和 4 年度	23	75	98
令和 3 年度	19	52	71
令和 2 年度	7	33	40
令和元年度	5	33	38
平成 30 年度	6	46	52
平成 29 年度	5	39	44

(4) 不登校改善等に向けた教育委員会の主な取組

- ア 定期的な不登校実態調査による各学校の実態の把握及び必要に応じた支援・指導
- イ 子どもの居場所づくり
 - (ア) 喜多方市フリースクール
 - ※ 小学生 6 名、中学生 8 名利用
 - (イ) roomF（福島県教委が主体）
 - ※ 小学生 2 名、中学生 4 名利用
 - ※ roomF：福島県教育委員会が立ち上げた児童生徒支援センター。県内の小中学生を対象に、オンライン学習や個別指導など、ICT を活用した様々な支援を行っている。
- ウ 市校長会における不登校改善等に向けた指導

5 「喜多方市いじめ防止基本方針」について

※ 「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、平成28年3月に策定（平成30年7月に改訂）

(1) 市の責務

- ① 教育委員会との連携の下、いじめ防止等に関する基本的な方針等を定める。
- ② 適宜、教育委員会から報告を受けるとともに、必要に応じ教育委員会と連携し方策を講じる。
- ③ 教育委員会と協議し、必要な予算的措置を講じる。
- ④ 重大事態が発生した場合は、専門に対応する組織を立ち上げ、問題を解決する。

(2) 教育委員会の責務

- ① いじめ防止等基本方針を策定し、確実に実行する。
- ② 喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の啓発を図る。
- ③ 各学校の取り組み等について、月ごとに報告を求めるとともに、必要に応じて学校を支援・指導する。
- ④ 家庭、地域、関係機関団体へ必要に応じ、助言、相談、情報提供、協議会、懇談会等を行う。
- ⑤ 市全体の取り組みの状況等について、保護者、市民に適宜公表する。
- ⑥ 市全体の取り組み状況について、総括評価を行い、その結果及び改善策等を公表する。

(3) 学校の責務

- ① 学校いじめ防止基本方針を作成し、家庭、地域、関係機関団体等との連携の下、機を逸しないで組織として取り組む。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、必要に応じて見直すというPDCAサイクルで行う。
- ③ 学校教育全体を通して道徳的実践力や豊かな感性を育成するとともに、集団生活における人間関係の醸成及び環境・風土づくりをする。
- ④ いじめ未然防止・発生時の対応にかかわる教職員の資質能力を高める。
- ⑤ 地域に開かれた学校づくりをする。
- ⑥ 教育委員会に月毎の取り組み等を報告する。
- ⑦ 保護者、地域に取り組み等を適宜公表する。

（以下、「保護者の責務」「子どもの役割」「地域、関係機関団体等の責務」と続く）

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



背景

- ・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
- ・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

- ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

- ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に記載【第7章】

- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

- ・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

- （その他）
- ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
 - ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
 - ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

6 いじめの重大事態の調査について

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、 <u>法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。</u>	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、 <u>平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。</u>	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、 <u>当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。</u>	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、 <u>各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。</u>	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、 <u>報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。</u>	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐